

# 東アジアにおける知的財産権保護をめぐる レジーム・コンプレックス—国家と競争的制度化—<sup>1)</sup>

古 城 佳 子

## 1. 問題の所在

冷戦後の国際関係では、国際制度 (international institution) が増加の一途をたどっており、その役割は大きくなってきている (UIA2022-2023、佐藤 2007)。国際制度には、国際組織、条約、協定、合意など多様な形態を含み、また国家だけでなく、国家や私的な主体が形成するもの、私的な主体だけで形成するもの (私的レジーム) も含む概念である。このように、国家や私的主体が国際社会における課題への対応に国際制度を数多く形成してきたことは、今日の国際関係の特徴である。

国際制度の増加の背景には、国際関係における問題の多様化と形成主体の多様化 (国家以外の主体の関わり) という 2 つの現象がある。特に、グローバル・イシュー (地球規模問題) と呼ばれる問題の多くは、特定の問題領域に留まらず、他の問題領域 (issue-area) に関連する問題となることが多くなり、貿易と環境、貿易と労働、開発と人権などのように「イシュー横断的」な問題が増加している (古城 2018)。特に、開発、環境、人権、保健衛生などの分野では、問題解決のために多くの制度化がなされており、問題の解決に複数の

---

1) 本稿は、2024 Conference of International Studies Association (サンフランシスコ) における発表を基にし、青山学院大学国際センターの 2024 年度の助成金を受けて進めた研究の成果の一部である。

国際制度が関わるようになってきている。このような状況を「レジーム・コンプレックス (regime complex)」と捉え、国際政治学で関心が払われてきた (山本 2008 : 第 II 部、Alter and Raustiala 2018)。

レジーム・コンプレックスはなぜ生じるのであろうか。自由貿易の制度化では、グローバルな WTO の枠組みの中で、多国間、二国間の FTA が形成されている。東アジアでは、ヨーロッパの EU、北米の NAFTA(現在、USMCA) が多国間 FTA を地域で形成したのに比べ、多国間 FTA の形成が遅れたのは、なぜか。また、近年、二国間の FTA に加え CPTPP や RCEP という多国間枠組みが形成され、レジーム・コンプレックスの様相を呈しているのは、なぜか。本稿は、東アジアの自由貿易の制度化には、知的財産権の制度化が大きく影響を与えていることを示して、この問いに答えることを目的としている。

知的財産権の保護のルール化は、東アジアの FTA 形成においては争点の一つである。環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の交渉に日本が参加する際、知的財産権の保護のルール化がアジェンダとなっていたため国内的に大きな論争を引き起こしたことは、その一例である<sup>2)</sup>。近年、東アジア諸国、特に経済的成長を遂げている国々では、競争的優位性の獲得や海外からの投資を誘致するには知的財産権の保護の整備が重要との認識が高まっている。急増するデジタル貿易を背景に、近年激化している米中対立においても、東アジアにおいて知的財産権保護のルール化の主導権をどちらがとるかが注目されており、知的財産権保護のルール化はこの地域の自由貿易に関する制度化の重要な要素となっている。

本稿では、以下、レジーム・コンプレックスの概念を確認し、知的財産権保護の制度化がどのように捉えられるのかを示した上で、東アジアにおける貿易制度化と知的財産権保護の状況を説明する。そして、東アジアのレジーム・コンプレックスをもたらした主要国 (米国、中国、日本) の制度化への取り組みを検討することにより、レジーム・コンプレックスの今後を考察する。

2) 福井健策「警告 著作権が主戦場になる!」『文藝春秋』90 巻 1 号, 2012.1, pp.156-160.

## 2. レジーム・コンプレックスと知的財産権の保護の制度化

レジーム・コンプレックスという用語を最初に用いた Raustiala & Victor は、「特定の問題領域のガバナンスに関わる部分的に重複 (overlapping) し非階層的 (nonhierarchical) な複数の国際制度の集まり」(Raustial & Victor, 2004: 278-79) と定義している。レジーム・コンプレックスに注目した議論は、グローバル・ガバナンスの観点から 2つの点でそれまでの国際制度論 (国際レジーム論も含む) を発展させてきた<sup>3)</sup>。

第一に、従来の国際制度論が射程外に置いてきた複数の国際制度間の関係に焦点を当てたことである。従来の国際制度論は、特定の問題領域における主要な国際制度を対象にし (例えば、貿易における GATT/WTO、国際公衆衛生における WHO など)、その形成、継続、効果を解明してきた。言い換えれば、特定の領域に閉じて、その領域で主要な国際制度を考察してきた。そのため、冷戦後に生じた特定の問題領域に関わる複数の国際制度の急増という現象は、従来の国際制度論の射程には入らなかった。ある問題領域における複数の国際制度の存立には、新たな国際制度が設立されることだけでなく、従来は異なる領域の国際制度と位置付けられていた国際制度が他の領域の問題に関わることも含んでいる。レジーム・コンプレックスに注目する議論は、グローバル・ガバナンスに国際制度が関わるが多くなり、しかも同じ領域で複数の国際制度が存立している状況に着目し、レジーム・コンプレックスがどのようにグローバル・ガバナンスに影響を与えているのかという新たな視点を提示した。

第二に、国家と国際制度の関係についての新しい視座の提示である。国際制度は、構成員 (国際組織の場合は加盟国) の合意に基づき形成される。一旦形成された国際制度は、構成員から支持される場合、国際制度は継続するが、国際制度の役割や機能を不満に思う構成員が生じた場合、現状維持を支持する構成員との間で調整が必要になる。調整が進めば何らかの制度的な改革が起こるが、改革に至らない場合は、現状に不満な構成員は現状を受け入れるか、国際

---

3) レビューとして、Alter & Raustial (2018) が参考になる。

制度から離脱することになる。問題領域に一つの国際制度を想定したこのような議論では、同じ問題領域に、構成員が重複する複数の国際制度が存立する状況を説明するには不十分であった。レジーム・コンプレックスの議論は、同じ領域に、なぜ複数の構成員の一部が重複する国際制度が存立するのか、どのように国家が制度を利用するのかという視点を提示し、国家と国際制度との新たな関係を解明することにつながった。

レジーム・コンプレックスの議論の特徴の一つは、複数の制度間の競争的関係に着目している点である。競争的関係に注目したことから、「競争的な多国間主義 (contested multilateralism)」「競争的レジーム創設 (competitive regime creation)」「他のレジームへの移行 (regime shifting)」「レジーム間のフォーラム・ショッピング (forum shopping)」などの議論が生まれた。競争的な関係は、構成員の選好の相違によって引き起こされる。「競争的な多国間主義」は、国際制度における構成員間の対立から複数の国際制度が生まれることを、「競争的レジーム創設」は、既存の国際制度に不満足な構成員が新たな国際制度を構築し自己の選好を実現することを、「他のレジームへの移行」は、ある国際制度に不満足な構成員が他の国際制度をより重視するようになることを、「レジーム間のフォーラム・ショッピング」は、構成員が自分の利益に合う国際制度を選択することを論じる (Morse & Keohane 2014, Helfer 2004)。

ある問題領域に関わる主体は、自己の利益に沿った制度構築を望むため、レジーム・コンプレックスに至る制度の過程、特に構成員が一部重複している国際制度を複数形成する意図を分析することは、各国が国際制度をどのように使おうとしているのかを明らかにすることにつながる。

知的財産権の保護の制度化もレジーム・コンプレックスとして考えることができる (Helfer 2004, 2009)。知的財産権の保護は、従来、各国の国内法により規定されてきたが、経済交流が国境を越えて増大するにつれ国際的な保護のルール化が先進国を中心として要請されるようになった<sup>4)</sup>。多くの国では、知

4) 知的財産権の詳細については、特許庁「知的財産権について」を参照。https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.html。

的財産が価値あるもので、経済成長にはその保護が必要との認識を共有している<sup>5)</sup>。

国際的には、世界知的財産権機関（WIPO）（193カ国加盟）が1970年に設立され、19世紀から続く工業所有権の保護に関するパリ条約や著作権保護に関するベルヌ条約などを管理下に置いた。貿易が拡大するにつれ、先進諸国は知的財産権の包括的保護を求め知的財産権保護の制度化をめざすが、途上国の反対に遭いWIPOでの交渉は進まなかった。アメリカ、EUを中心とした先進諸国は、交渉の場をGATTに移し、貿易に関連した知的財産権の保護水準の国際的な合意形成をウルグアイ・ラウンドのアジェンダにすることに成功した。知的財産権の保護の制度化に消極的な途上国は、多角的な貿易交渉に参加することを優先させたため、世界貿易機関（WTO）でのルール化に合意するに至った。その結果、1995年にWTOでは「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」が発効した（西村2013）。

TRIPS協定は、知的財産権の保護についての最低限の水準を国際的に規定した初の包括的枠組みとなった。TRIPS協定では、知的財産権の保護について最恵国待遇が適用されるとする規定となった。TRIPS協定の締結は、先進国が主導してWIPOからWTOに交渉の場を移したことによって合意形成が可能になった「他のレジームへの移行」とみなせる。この段階で、知的財産権保護の国際的制度としてWIPOとWTOのTRIPS協定は並立することとなった。TRIPS協定では、HIV/AIDS治療薬の知的財産権保護と公衆衛生保護の問題などのように、知的財産権と公共の利益の問題が提起されるようになり、交渉では先進国と途上国との間の意見の相違が目立つようになった。このため、知的財産権の保護をより高いレベルに引き上げたい先進諸国（特に、米国、EU）は、さらに、交渉の場を、TRIPS協定から自国が締結する自由貿易協定（FTA）に移すようになった。先進国は、FTAにTRIPS協定を上回る水準の知的財産権の保護の条項を入れることを協定の締結国に要求するよう

---

5) 日本では2002年に「知的財産戦略大綱」が策定され、知的財産立国をめざしている。

なった（TRIPS プラス）。これは、新たに形成する FTA を用いるという点で、「競争的なレジーム形成」と捉えることができる。先進諸国は、自国のルールを FTA の条項に盛り込むことにより他国に波及させようとする意図があるが、先進諸国間でもルール化に対する選好の相違がある。メガ FTA と呼ばれる多国間の FTA が形成されるにつれ、その相違が目立つようになってきた。また、WIPO では、多くの国際条約が管理下に置かれている<sup>6)</sup>。

以上のように知的財産権保護に関する国際制度は WIPO（多数の国際条約）、WTO（TRIPS 協定）、多数の二国間や多国間の FTA というように構成国が一部重複した非階層的な国際制度が複数存在しているレジーム・コンプレックスの状況にある。

### 3. 東アジアにおける知的財産権保護の制度化

では、東アジアにおける知的財産権保護の制度化はどのような状況にあるのだろうか。従来、東アジアでは、EU、NAFTA、MERCOSURなどを設立させた他地域に比べ経済分野での制度化はそれほど進まなかった。東アジアでの経済的な相互依存は 80 年代以降急速に深化し続けてきていたにもかかわらず、90 年代までには多国間の制度化としては APEC、ASEAN における自由貿易協定（AFTA）が挙げられる程度で、経済的交流の量的増大にもかかわらず他地域に比べ制度化の速度は遅いものであった。また、東アジアの経済大国の日本や韓国は GATT/WTO の遵守を掲げ、FTA には消極的であった。

東アジアでの制度化が進められるのは、2000 年代に入ってからであり、日本、韓国も含めて二国間の FTA を結ぶ国が増加するとともに、TPP、CPTPP（環太平洋パートナーシップ）<sup>7)</sup> や RCEP（地域的な包括的経済連携協定）

---

6) パリ条約、ベルヌ条約を始め、特許協力条約（PCT）、意匠の登録に関するハーグ協定、商標法条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）、実演・レコード条約（WPPT）など、25 の国際協定を管理下に置いている。外務省 知的財産権  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ipa/page23\\_003169.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ipa/page23_003169.html))

7) CPTPP は、2016 年に TPP 協定に 12 カ国が署名したが、17 年に米国が離脱し、CPTPP として 18 年に発効した。

などの多国間の FTA が形成された。

このような経済分野における制度化の経緯において、知的財産権のルール化はどのように位置付けられてきたのだろうか。東アジアでは、各国間の経済成長に差があり、知的財産権の保護に関しては、国内制度が未整備な国もあるため、特に途上国においては知的財産権保護の国際制度化の要請は高くはなかった。

知的財産権の保護に関する関心が高まるのは、TRIPS 協定の締結が契機となったからである。APEC では、95 年 11 月の大阪首脳会議で、貿易・投資の自由化及び円滑化に関する優先分野の 1 つとして知的財産権が取り上げられ、専門家会合が設立された。専門家会合は継続して開催され知的財産権のインフラ整備の協力などが推進されてきているが、統一したルールの合意にまでは至っていない<sup>8)</sup>。

ASEAN でも TRIPS 協定の発効を契機に、ASEAN 域内でのルールの調和をめざす試みを開始された。ASEAN では、国際経済活動の拡大に伴い知的財産権の位置付けの脆弱性が競争的な劣後をもたらすことが危惧された。知的財産権の保護の不十分さ（域内ルールの未調整、ルール執行の弱さ、監視の質の低さなど）が ASEAN の競争力を阻害することが懸念されたのである。

このため、95 年には、知的財産権協力に関する ASEAN 枠組条約（ASEAN Framework Agreement on Intellectual Property Co-operation）が知的財産権に関する初の合意として制定され、域内の商標や特許を含む野心的なルールの調和という目標が設定された。96 年には、ASEAN 知的財産権協力ワーキンググループ（AWGIPC: ASEAN Working Group of Intellectual Property Cooperation）を設立し、加盟国に事務所が設置された。ここでは、域内のルールの調和と域外の国家、国際制度との協力がめざされた。その後、これまで行動計画が 4 回継続して制定され、2016 には「行動計画 2016-2025」が策定された（Ng 2013）。

---

8) 詳しくは、特許庁 HP, <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/apec/index.html> を参照。

このような知的財産権のルールへの調和に向けた ASEAN の試みは、コンセンサスによる意思決定と内政不干渉を原則とする ASEAN の掲げる ASEAN Way の方針とのバランスをとることに苦慮した。域内での合意はなかなか進まず、現時点で調和は達成されていない。当初考えられた上からの調和・統一は難しく、各国の状況に配慮したアプローチで進められている (Ng and Austin, eds. 2017)。ただ、多くの加盟国が知的財産権の国際制度のルールを国内に受容することを進めてきている。WIPO、WTO に全ての加盟国が加盟しているのは、その証左である。ただし、国際条約については、カンボジア、ミャンマー、ラオスなどの受容状況は他の加盟国に比べ十分ではない。また、意匠登録についてのハーグ条約や商標法条約には ASEAN 加盟国の多くは参加していない。

次に、米国や EU が「TRIPS プラス」を実現する制度とした FTA は、東アジアではどのような状況なのかを見ていく。東アジア地域では、2000 年代以降、二国間あるいは ASEAN との FTA が多く形成された。FTA に消極的だった日本、韓国も 2000 年代にはラテン・アメリカの国を含めて、アジア太平洋地域での FTA を積極的に結ぶようになった。2023 年 12 月 1 日現在、108 の二国（対地域的枠組みを含む）間 FTA が成立している。この内、78 の FTA が知的財産権の条項が入れられている。このことから、東アジア地域では、FTA により知的財産権保護の国際的な制度化が進められていることがわかる。ただし、東アジアとオセアニア諸国が締結した二国（対 ASEAN、対 EU を含む）間の FTA 数と知的財産権に関する条項が入れられた FTA 数を見ると（表 1）、日本、中国、韓国、オーストラリア、シンガポールは知的財産権の条項が入った FTA を多く締結しているのに対し、シンガポール以外の ASEAN 加盟国はそれほど多くの FTA を締結していないことがわかる。

表1 二国（地域を含む）間の FTA（2023 年 12 月 1 日現在）<sup>9)</sup>

	発効済	知財条項を含む
中国	16	11
日本	18	16
韓国	20	17
オーストラリア	16	11
ニュージーランド	8	7
ブルネイ	1	1
カンボジア	2	0
インドネシア	8	4
ラオス	2	1
マレーシア	7	6
フィリピン	2	2
シンガポール	20	14
タイ	8	3
ベトナム	6	6
ASEAN	7	4

（出典：ESCAP, Asia-Pacific Trade and Investment Agreement Database (APTIAD) から筆者作成）

#### 4. 日米中と知的財産権保護の制度化

先進諸国は知的財産権の保護の国際制度化に積極的であると述べたが、東アジアでも先進諸国の積極性には相違がある。米国は、多くの先端技術産業を有しているため、国際的に FTA を通して知的財産権の保護の制度化を主導してきた。1988 年以来、米国議会は FTA 交渉に知的財産権の保護の条項を入れることを貿易促進権限（TPA）法の主要目的としている（Akhtar and Wong 2025）。このため、米国の FTA 交渉において、知的財産権保護は主要な要件となってきた。例えば、2015 年の TPA 法（2021 年に失効）は、米国の FTA は国内法の保護水準と同等の水準を相手国に要請することや既存の知的財産権

9) 2025 年 1 月時点で最新のデータである。

保護を WIPO のインターネットに関する条約<sup>10)</sup>を通してデジタルメディアに適用することを定めた。さらに、サイバー盗難への対処、企業秘密と専有情報の保護、医薬品へのイノベーションとアクセスの促進を新たな目標とするなど、高いレベルの保護の制度化に意欲的である。

東アジアにおいて、米国はシンガポール（2004）、オーストラリア（2005）、韓国（2012）の3ヵ国と FTA を締結しているが、すべての FTA に知的財産権の規定が入っている。二国間 FTA の他に、米国の積極性は TPP の交渉に発揮された。TPP は、米国が知的財産権保護の多国間制度を構築することをめざした試みである。米国は知的財産権の保護と行使についての規定を設けた TPP 協定の締結（2017年）を主導した。TPP は、知的財産権保護の包括的で高水準（「TRIPS プラス」）の規定のモデルケースとして位置付けられた<sup>11)</sup>。この試みは、TRIPS とは別の新たな多国間国際制度をアジア太平洋地域に形成した「競争的レジーム創設」と言えよう。しかし、2017年、第1期トランプ政権は発足直後に TPP からの離脱を表明したため、米国は、東アジアにおいて自ら主導した多国間制度の構成員では無くなった。米国は、東アジアの知的財産権保護の多国間の制度化の主導権を自ら失うことを選択したのである。

日本は、これまで 24 カ国・地域と 21 の EPA/FTA を形成してきたが、日本—ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）（2008年）、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（2020年）を除いて、知的財産権に関する規定を FTA に設けている。日本が EPA という呼称を用いるのは、貿易の自由化に加え、幅広い分野での協力の要素等を含める方針であるからであり、要素として知的財産の保護が含まれている。日本の EPA/FTA で知的財産の条項を含まない二つの例外の内、ASEAN との AJCEP は、ASEAN で知的財産権保護規定の調和ができていない状況があり、ASEAN 側の状況に配慮したためである。米国との協定は、日本が知的財産権保護を除外する交渉を主張したためと考えられる。日本は、アメリカの提示するような高水準の保護には消極的であったこと

10) WIPO 著作権条約（WCT）、WIPO 実演家レコード制作者条約（WPPT）

11) 詳細は、経済産業省『不正貿易白書 2018 年度版』457-8 ページ。

がわかる。

日本は、アメリカが離脱した後、TPPの残りの11参加国に働きかけてCPTPPの締結に至った(2018年)。CPTPPでは、一部の知的財産権保護の規定は残ったものの、米国が主張していた特許期間延長制度、新薬のデータ保護期間に係るルール、著作権の保護期間などの高水準の規定は凍結項目となった<sup>12)</sup>。米国の離脱後、途上国も含む11カ国では、高水準の保護への要請が強くなかったことを示している。

中国は、2000年代に入るとFTAを貿易政策で重視するようになり、ASEANが主導したRCEPにも積極的に関与した<sup>13)</sup>。知的財産権の保護については、経済成長を遂げるに従い重要視するようになり、TRIPS協定を契機に、知的財産に関するWIPOの管理下の多くの協定に参加している(Rajamanickam et.al. 2023)。また、2008年には国家の知的財産戦略を制定し、国内法を整備してきた。しかし、対外的には中国が締結したFTAに知的財産の条項は入れられているものの、その水準はTRIPSを上回るものではなかった(Liu and Lu 2019: 77-80)。

RCEPは、TPPに2年ほど遅れた2012年に、ASEAN、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドとの間で交渉を開始していた。TPPを締結した際、オバマ米大統領が「TPPによって、中国ではなく米国が世界貿易を主導することになる」<sup>14)</sup>と語ったように、TPPを主導した米国に

---

12) 経済産業省「不公正貿易白書2021年度版」578ページ。CPTPPでは、商標、意匠、特許、不正競争、エンフォースメント(刑事上の制裁を含む)に関する規定がある。

13) 中国のFTAは、ASEAN(2003)、チリ(2006)、パキスタン(2007)、ニュージーランド(2008)、シンガポール(2009)、ペルー(2010)、コスタリカ(2014)、アイスランド(2014)、スイス(2014)、韓国(2015)、オーストラリア(2015)、ジョージア(2018)、モリシャス(2021)、カンボジア(2022)、ニカラグア(2023)、エクアドル(2023)、モルディブ(2025)であり、2010年代から増加している。Ministry of Commerce People's Republic of China, China FTA Network (<http://fta.mofcom.gov.cn/english/index.shtml>) (2025年1月10日閲覧)。

14) Barack Obama “President Obama: The TPP would let America, not China, lead the way on global trade” *Washington Post*, May 2, 2016. 特許、不正競争、エンフォースメント(刑事上の制裁を含む)に関する規定がある。

とって、TPP は中国に対抗する制度であり、その特徴は知的財産権の保護に重点を置いていたことにある。オバマ大統領は、交渉中の RCEP を名指しして、RCEP では米国のクリエイター、起業家等を守る知的財産権を保護することはできない、米国がめざすのは高い水準の TPP であり、アジア太平洋のルールを形成するのは米国だと述べている<sup>15)</sup>。米国は、かねてから中国の知的財産権保護の水準が低いことに批判を強めていたが、米国が TPP を離脱したため、中国は RCEP を用いて知的財産権保護の制度化に意欲を示すようになった (Yu 2017)。

RCEP の交渉には、CPTPP の構成国である日本、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN の 4 カ国 (ブルネイ、マレーシア、シンガポール、タイ) が参加した。CPTPP には、ASEAN から 4 カ国が参加しているだけであったが、RCEP では、ASEAN 諸国は ASEAN として交渉に参加したため、より ASEAN Way が重視されることとなった。

RCEP は、インド以外の 15 カ国で合意した (2022 年)。RCEP には、知的財産権については一つの章を設けて規定されており、商標、意匠、特許に関する規定、不正競争、権利行使など CPTPP と同様の条項が並んでいる<sup>16)</sup>。ただし、全般的に見ると RCEP は TPP ほどの高い水準の規定になっていない<sup>17)</sup>。特徴的なのは、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で幅広い分野でのルール化を進めて行こうとするもので、締約国別の保護規定の適用の経過期間が認められたことである。すなわち、RCEP は、途上国が多く含まれる加盟国に合わせた制度となっており、CPTPP とは異なっている (Ragamanchickam et. al. 2023:11)。

以上のように、東アジアでは、知的財産権の保護についてのルール化は、多

---

15) 注 10 と同じ。

16) 詳細については、特許庁『国際知財制度研究会』報告書 (2022 年度) 第 2 章 ([https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips\\_chousa\\_houkoku/2022\\_02.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2022_02.pdf))

17) 特許庁『国際知財制度研究会』報告書 (2021 年度) 第 2 章 ([https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips\\_chousa\\_houkoku/2021\\_02.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/2021_02.pdf))

国間の FTA の形成を通して競争的に行われてきたことが分かる。この競争的な制度化には、高い水準の保護のルール化をめざす米国とそれに消極的な中国、ASEAN との選好の差が反映していた。中国、ASEAN、日本は、東アジアにおいて多国間の FTA の締結を知的財産権保護以上に優先させたと言える。

## 5. 米中対立と知的財産権保護：技術をめぐる問題

近年の米中対立は、東アジアの知的財産権保護の制度化にどのような影響を与えているのだろうか。第一に、米国は中国が経済的に台頭し、米国との経済関係が深まるにつれ、中国の経済慣行を不公正なものとして批判してきた。知的財産権保護の水準の低さはその一つである。EU や日本も知的財産権の保護については従来から中国に批判的であった。

近年、先端技術が経済成長だけでなく安全保障に関わるとの認識が高まるにつれ、知的財産権の保護は国家の安全保障の問題とみなされるようになった。特に中国による強制的技術移転 (Forced Technology Transfer) は米国、EU、日本の重要な関心事となった<sup>18)</sup>。

米国は、中国による強制的技術移転について通商法に基づく調査を 2017 年に開始し、中国による強制的技術移転は、合弁事業の要件、外国株式の制限、政府調達、進出企業に対する規制や介入により、中国企業への技術や知的財産の移転を要求していると結論づけた<sup>19)</sup>。これに対し、中国は、2019 年の外商投資法により、強制的技術移転の禁止を明記し、国内法を整備する対応をとった。

米中対立が激化する中で、2020 年の「第一段階の合意」は知的財産の保護の項目を含んでおり、中国は技術移転を義務付けないこと、知的財産保護の執

---

18) 2017 年の G7 タオルミーナサミットの共同声明では、強制的技術移転が、市場歪曲措置の一つとして取り上げられ、その撤廃が主張され、その後の G7 サミットでも継続して取り上げられてきている

19) Office of the USTR(2018) Findings of the Investigation into China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation Under Section 301 of the Trade Act of 1974.

行を強化することを約束する内容であった。しかし、強制的技術移転の有無を実際に証明することは難しく、米中対立が激化している現状では、米国側の懸念は依然として未解決のままである<sup>20)</sup>。すなわち、この問題に対しては、国内法の整備だけではなく、監視と強力な法の執行が伴わない限り、強制的技術移転の問題が解決しないことを示している。

「第一段階の合意」後も米中対立は継続し、米中間の知的財産権保護の制度化をめぐる主導権争いを激化させている。米国は、TPP 離脱により、東アジアにおける知的財産権保護のルールだけでなく、他の経済分野におけるルールを形成する多国間制度を失った。TPP を離脱したトランプ政権に代わるバイデン政権でも、東アジアでは他国が消極的な高水準の知的財産権保護の多国間の制度化に積極的に取り組みことはなかった。バイデン政権は、インドを含む 14 カ国で合意した経済面での協力の枠組みであるインド太平洋経済枠組 (IPEF、2022 年) を主導した。しかし知的財産権保護に関しては、4 つのテーマの内の一つであるデジタル貿易が関連する可能性はあるものの、焦点を当てているわけではない。トランプ第 2 期政権は、多国間制度に関心が低い。知的財産権のルール化は、相手国との交渉により米国の高い保護水準に合意させるといふ二国間の交渉に委ねられる可能性が高い。

他方、中国は、RCEP を東アジアにおける知的財産権保護の多国間制度として位置付けており、さらに CPTPP への加盟を申請している。中国は、東アジアの諸国が受容できる水準を設けることにより、多国間の国際制度を用いたルール形成をめざしている。

## 6. おわりに

知的財産権保護の制度化は、WIPO、WTO の TRIPS 協定という国際制度の形成により進められてきたが、TRIPS を上回る保護水準のルール化に積極的な先進国と消極的な途上国との選好を調整することは課題として残されてき

<sup>20)</sup> CRS Report “Intellectual Property Rights (IPR) and U.S. Trade Policy” January 17, 2025.

た。中国などの新興経済諸国の台頭は、デジタル経済の隆盛を背景に、知的財産権保護の重要性を再認識させることになり、先進諸国は、交渉の進まないWTOよりもFTAを制度化の手段として用い、知的財産権保護の制度はレジーム・コンプレックスの様相を呈することとなった。東アジアでは、米国は新たな多国間制度（TPP）を形成して制度化の主導権を握ろうと試みたが、自らの離脱により、制度化の場は米国を抜きにしたCPTPPとRCEPに移った。以上の経緯は、東アジアにおいて、知的財産権の分野では各国が自国の選好に沿った国際制度の形成を競う状況が顕著であったことを示している。

現状では、加盟国間の保護水準の調和を達成できないASEAN諸国は、TRIPSプラスの制度化への関心は高くない。また、中国も国内法の執行の問題が指摘されている。RCEPがTPPと同様の条項を含んでいるにもかかわらず合意できたのは、保護の水準がTPPよりも低く、遵守する猶予期間が国毎に設けられたためである。RCEPでは、緩やかな制度であることが多国間の自由貿易の制度化を達成させたのである。

東アジアで、米国が知的財産権保護を多国間制度を通して行うことをめざさなくなったことと中国がCPTPPに加盟申請をしていることは、対照的である。米中対立が激化する中で、米国抜きのRCEPやCPTPPが並立していることや米国が二国間交渉に比重を移していることが、東アジアにおける知的財産権保護をめぐるレジーム・コンプレックスの特徴である。米国が多国間制度への関心を低下させ、一国主義に傾斜している現状で、知的財産権保護を高い水準で実現する国際制度が実現する可能性は低い。しかし、RCEPやCPTPPが多国間制度として存立している状況は、これらの制度が知的財産権の保護の条項を含んでいることを考えると、ルール化の枠組みとなる可能性を残していることを示している。レジーム・コンプレックスの状況の中で、各国が多国間制度と二国間制度をどのように活用していくのかが、今後の知的財産権保護のガバナンスとFTAの多国間の制度化を左右することになる。

\*参考文献

<和文>

- ・古城佳子 (2018) 「グローバルガバナンス論再考 — 国際制度論の視点から」  
グローバルガバナンス学会編『グローバルガバナンス学 I』法律文化社、  
20-36.
- ・佐藤哲夫 (2007) 「国際組織およびその決定の正当性 — 21 世紀における国際  
組織の課題」『思想』第 993 号、184-202.
- ・西谷真規子・山田高敬編 (2021) 『新時代のグローバル・ガバナンス』ミネ  
ルヴァ書房。
- ・西村もも子 (2013) 『知的財産権の国際政治学』木鐸社。
- ・山本吉宣 (2008) 『国際レジームとガバナンス』有斐閣。

<英文>

- ・Akhtar, Shayerah I. and Liana Wong (2025) “Intellectual Property Rights  
(IPR) and U.S. Trade Policy” *CRS Report*, IF10033.
- ・Alter, Karen J. and Sohei Meunier (2009) “The Politics of International  
Regime Complexity” *Perspectives on Politics*, 7:13-24.
- ・Alter, Karen J. and Kal Raustiala (2018) “The Rise of International Regime  
Complexity” *Annual Review of Law and Social Science*, 14: 329-49.
- ・Helfer, Laurence R. (2004) “Regime Shifting: The TRIPs Agreement and  
New Dynamics of International Intellectual Property Lawmaking” *Yale  
Journal of International Law* 29:1-81.
- ・Helfer, Laurence R. (2009) “Regime Shifting in the International Intellectual  
Property System” *Perspectives on Politics*, 7(1):39-44.
- ・Liu, Han-Wei and Si-Wei Lu (2019) “The Future of China’s Trade Pact  
and Intellectual Property Rights” in Liu, Kung-Chung and Julien Chaisse,  
eds. *The Future of Asian Trade Deals and IP*, Hart Publishing.
- ・Morse, Julia and Robert Keohane (2014) “Contested Multilateralism.” *The*

*Review of International Organizations*, 9: 385-412.

- Ng, Elizabeth Siew-Kuan (2013) “ASEAN IP Harmonization: Striking the Delicate Balance” *Pace International Law Review*, 25(1): 129-60.
- Ng, Elizabeth Siew-Kuan, Graeme W. Austin, eds. (2017) *International Intellectual Property and the ASEAN Way: Pathways to Interoperability*. Cambridge University Press.
- Ragamanchickam, Ramalingam, Cao Zhaoxun, Li Tingting, Li Chunting, and Liu Mengmeng (2023) “International Intellectual Property Protection under the RCEP Perspective” *Asian Journal of Law and Governance*, 5(1): 9-16.
- Raustiala, Kal and Victor D. (2004) “The regime complex for plant genetic resources” *International Organization*, 58:277-309.
- UIA (2022-2023) *The Yearbook of Interantional Organization 2022-2023*, vol5.
- Yu, Peter K. (2017) “The RCEP and Trans-Pacific Intellectual Property Norms” *Vanderbilt Journal of Transnational Law* 50(3):673-740.

